

令和 7 年度

第 4 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第4回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年7月10日(木) 午後3時30分～午後4時30分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 15人

農業委員

9人

1番

板橋 利行

2番

石井 宏

3番

小沢 伊知郎

4番

朝倉 一江

5番

太田 裕士

6番

山野 孝一

7番

岡崎 博一

9番

小川 治夫

会長 10番

石橋 弘嗣

欠席委員

1人

8番

神澤 晶子

農地利用最適化推進委員

6人

1番

久保田 章

2番

富田 憲一

3番

皆川 佳広

4番

石井 悦史

5番

大滝 與鷹

6番

平田 秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画案への意見について	1件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	26件
報告第2号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	2件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	吹上 裕三
主 査	室岡 稔

6. 会議の概要

発言者	内 容
議長	ただいまより、令和7年度第4回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、議席8番の委員より欠席の連絡を受けております。 農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	それでは、議席2番の委員、議席3番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、室岡主査を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。 農政関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。

	それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第2号までを議題といたします。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、2件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事務局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、2件でございます。 議案書の1ページをお願いいたします。 (1)の申請受付日は、令和7年6月23日でございます。 申請地は堀之内1丁目で、地目は田、面積は421平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。 続きまして、3ページをお願いいたします。 (2)の申請受付日は、令和7年6月23日でございます。 申請地は高谷で、地目は田、面積は49平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。 説明は、以上でございます。 続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。

議席 1 番の委員	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議 長	はい、議長。
議席 1 番の委員	はい、議席 1 番の委員。 現地調査は、令和 7 年 6 月 3 0 日に農地調査班第 4 班と農地利用最適化推進委員で行いました。 (1) の譲受人は、家族で農業を営む個人で、生前贈与となります。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は路地畑となっております。 贈与後、何を作付けしていくのかは検討中とのことです が、決定するまでの間、きちんと肥培管理していただくことを確認いたしました。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。 続きまして、 (2) の譲受人は、主に露地野菜を栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は休耕地となっております、取得後は、ねぎを作付けしていくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。 報告は以上です。
議 長	第 4 班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	それでは、農地法の許可基準に照らしてご説明させていただきます。 (1)の譲受人は、生前贈与による所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地の全てを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日であり、許可要件は全て満たしております。 続きまして、 (2)の譲受人は、農業経営の維持を目的に所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は150日であり、許可要件はすべて満たしております。 説明は以上でございます。
議長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、(1)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請につい

	て」、(2)について、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可することと、決定いたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。 事務局から、議案の説明をお願いします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。議案書の5ページをお願いいたします。 (1)の申請受付日は、令和7年6月23日でございます。 申請地は柏井町2丁目で、地目は畑、面積は690平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場及び進入路を目的に所有権の移転をするものでございます。 続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。 (2)の申請受付日は、令和7年6月24日でございます。 申請地は高谷3丁目の2筆で、地目は田、合計面積は905平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、資材置場を目的に一時転用の

	賃借権の設定をするものでございます。 本件は、令和6年1月24日付けで、資材置場用地として農地法第5条の規定による一時転用の賃借権の設定の許可を受けたものでございますが、工事期間の延長により、当初の一時転用期間終了予定日の令和7年6月30日を過ぎてしまうため再度、申請がなされたものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席7番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	現地調査は、令和7年6月30日に農地調査班第4班の委員で行いました。 (1)の申請地は、柏井公民館の西側、おおむね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留を設置及び隣接農地と高低差をつけ土砂の流出を防止します。 雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはせず、敷地内は一部は整地のみ、一部は整地、転圧後、砂利敷きとします。 なお、すでに一部を進入路として使用しており、農地への復元も検討しましたが、申請後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計

		画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。 (2)の申請地は、市川南インターの東側、概ね100メートルに位置し、現況は資材置場になっておりました。 市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、高速道路の出入り口から300メートル以内にあることから第3種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、土堰堤を作成し土砂の流出を防止します。また、敷地内は、すでに砂利敷きとなっております。 雨水については自然浸透させ、汚水は汲み取り式の仮設トイレを設置、雑排水はありません。 なお、すでに資材置場として使用しており、一時転用期間終了までに期間の変更承認申請を失念してしまったため、農地への復元も検討しましたが、再申請後も同様の利用をすることから、現状のまま申請したい旨の始末書の提出がされております。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は以上でございます。	
議	長	第4班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	はい、議長。
議	長	はい、事務局。	
事	務	局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 (1)の譲受人は、東京都江戸川区に本店を置き、主に食品製造業を営む法人です。

	不動産事業、建物メンテナンス事業の業績が著しく伸びており、市川市周辺に一定規模の資材置場があれば、業務をさらに効率化できると考えたため申請に至ったとのこと。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外は農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和7年8月25日に着工し、完了は、令和7年10月25日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。 (2)の譲受人は、東京都中央区に本店を置き、主に建設業を営む法人です。 市発注工事において発生・使用する発生土及びコンクリート殻、アスファルト殻、再生砕石等の仮置き場として現在使用しておりますが、工事期間が延長するため、継続して使用したいと考え申請に至ったとのこと。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。 一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、始末書の件以外に農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 一時転用期間の予定につきましては、許可日から、完了は
--	--

	令和８年６月３０日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席 ９ 番の委員	議案第２号（１）について質問します。 当該地を資材置場として転用するとの事ですが、許可申請に当たり始末書が提出されています。 残土をそのまま放置して居なくなるなどの不安は無いのでしょうか。
議席 ７ 番の委員	始末書の内容は、許可を得ずに当該農地を舗装し進入路として使用させていた事によるものであります。 当該地に残土が置いてあるような現状ではありません。
議席 １ 番の委員	車は進入路手前までしか入れず、進入路が狭く資材は手で運ばなければならないのが現状であり、残土を当該地に運び入れる事は難しい状況です。
議席 ９ 番の委員	残土は無いという事なのですね。 分かりました。説明ありがとうございます。
議 長	他にご発言の有る方はいらっしゃいませんか。 ご発言が無いようでしたら、お諮りしたいと思います。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。

各 委 員	よって、議案第２号（１）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（２）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（２）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。
事 務 局 長	次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、１件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	はい、議長。 はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案書の９ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、令和７年５月２３日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、奉免町の農地１筆で、面積は、３１４平方メートルです。 地目は「畑」で、現況は「ハウス栽培」でございます。 なお、特例農地の相続開始は令和７年１月１３日でございます。 説明は以上でございます。

議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第 2 班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席 4 番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席 4 番の委員。
議席 4 番の委員	議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和 7 年 6 月 2 7 日に第 2 班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人と長男夫婦の 3 名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 特例農地の状況ですが、市川市立大野小学校の東側に位置した畑 1 筆、面積は 3 1 4 平方メートルです。 適正に肥培管理されておりました。 調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第 2 班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第 3 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号は、全会一致により証明することと、決定いたします。
	次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、1件ございます。 本議案に関しては、今年度から農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構（いわゆる農地バンク）を経由することとなったことから、意見をお諮りするものになりました。 本委員会では、初めての議案になりましたので、手続きの流れについて、経済観光部農政課からあらためて説明をいただきたいと思います。 それでは、説明をお願いします。
農 政 課	農業経営基盤強化促進法が改正されたことにより、令和7年4月以降からの農地貸借方法が変更となりました。 従前では、利用権設定による貸し手と借り手の相対の貸借方法でした。 市が貸し手と借り手のマッチングを行い、市が計画を作成して公告するという、市で完結する手続きでした。 一方で、令和7年4月以降からは、農地中間管理機構を経由する貸借方法となりました。 市が貸し手と借り手のマッチングを行い、市が計画を作成するところまでは利用権設定と同じですが、農地中間管理機構が農地を貸したい人から農地を借り受け、耕作を希望する人に農地の貸し付けを行い、県知事より認可・公告を行うものとなっております。 利用権設定では市の手続きだけで済んだため、事務手続きには2か月程度かかりましたが、農地中間管理機構を経由することによって、県まで手続きを要するため、事務手続きには4か月程度かかる予定となっております。 農地中間管理機構は、農地バンクとも呼ばれており、各都道府県を単位として、農地を貸したい人から農地を借り

議 長	受け、耕作を希望する人にまとまりのある形で農地を貸し付ける事業を行う法人です。 各地域で作成された地域計画の達成に資するよう、地域計画に位置付けられた者に対して農地の貸借を行うことで、農地の集約化等を進めていきます。 本県では、公益社団法人千葉県園芸協会が県知事により指定されています。 具体的に、農地中間管理機構を経由する事務手続きにつきまして、フロー図を基に説明いたします。 出し手と受け手の契約内容等の調整を行った後、 ①市で農用地利用集積等促進計画案を作成します。 ②農業委員会に意見聴取の依頼をし、 ③回答をいただきます。 ④農用地利用集積等促進計画案を農地中間管理機構に提出し、 ⑤農地中間管理機構で計画を決定し千葉県に提出し、 ⑥県知事によって認可・公告を行い、 ⑦県より農地中間管理機構と農業委員会に認可通知が届き、 ⑧農地中間管理機構より市に認可通知が届くといった流れとなります。 注意事項ですが、1つ目、農地法第3条による貸借は以前と変わりなく利用できます。 2つ目、地域計画の策定未策定に関わらず、市街化調整区域であれば農地中間管理機構を経由して農地貸借を行うことができます。 最後に、貸借の設定期間は、原則10年以上と定められています。 なお、出し手からの要望がある場合は、最短で5年から設定することが可能です。 説明は以上となります。 制度の説明ありがとうございました。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
------------	---

事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」ご説明いたします。 議案書の１１ページをお願いいたします。 本件は、令和７年６月２３日付けで、市川市長より農用地利用集積等促進計画案が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第２班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告申し上げます。
議席３番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席３番の委員。
議席３番の委員	議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和７年６月２７日に、第２班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回は、１件の農用地利用集積等計画案でございます。 借り手の方は、大野町在住の方です。 大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、市川市立大柏小学校の西側に位置した畑１筆、現況は「休耕地」でございますが、今後は樹園地として利用することとことです。 面積は、６９４平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から５年間です。 借り手の経営する農地は、全て耕作されており、保有す

	る機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行っていくことが見込まれます。 また、農作業を行う必要がある日数についても農作業に従事することが見込まれます。 これらのことから、今回、意見を求められた農用地利用集積等促進計画案について、「意見なし」と回答することが妥当と判断いたします。 以上でございます。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により「意見なし」と回答することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」（事務局長専決分）、26件ございます。事務局より報告いたします。

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和7年6月2日から6月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は 16件、21筆、6,583.74平方メートル、 第5条の届出は 10件、16筆、4,900.00平方メートルで、 第4条と第5条の合計は 26件、37筆、 転用面積は11,483.74平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、14ページから19ページまでに記載のとおりです。
議長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、2件でございます。 事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の21ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委

議 長	員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和7年6月3日から令和7年6月5日までの間に申請がありました2件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。 事務局からの報告は以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和7年度第4回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。
------------	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 石 井 宏

委 員 小 沢 伊知郎
